

令和3年度

# 定期監査結果報告書

都市整備部

松山市監査委員



様

松山市監査委員 飯 尾 隆 哉

同 大 宿 有 三

同 渡 部 昭

同 岡 田 教 人

## 定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を松山市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。



# 目 次

定 期 監 査 結 果 報 告	-----	1
都市整備部 都市・交通計画課	-----	3
〃 都市生活サービス課	-----	3
〃 公園緑地課	-----	4
〃 道路河川整備課	-----	5
〃 道路河川管理課	-----	5
〃 住 宅 課	-----	6
〃 空港港湾課	-----	7
〃 都市デザイン課	-----	8
〃 松山駅周辺整備課	-----	9
〃 建築指導課	-----	9
〃 公共建築課	-----	10

# 定期監査結果報告

## 1 監査の対象及び期間

令和3年度歳入歳出予算の執行及び関連ある事項を次の課等について、下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監 査 対 象	対 象 期 間	監 査 期 間
都 市 ・ 交 通 計 画 課	令和3年 4月 1日から 令和3年 8月 31日まで	令和3年 10月 1日から 令和3年 11月 30日まで
都 市 生 活 サ ー ビ ス 課	〃	〃
公 園 緑 地 課	〃	〃
道 路 河 川 整 備 課	〃	〃
道 路 河 川 管 理 課	〃	〃
住 宅 課	〃	〃
空 港 港 湾 課	〃	〃
都 市 デ ザ イ ン 課	〃	〃
松 山 駅 周 辺 整 備 課	〃	〃
建 築 指 導 課	〃	〃
公 共 建 築 課	〃	〃

## 2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

主な着眼点は以下のとおりである。

### (1) 収入事務

- ・ 調定は根拠となる法令、契約等に適合しているか。
- ・ 調定額の算定は適正か。また、調定漏れはないか。
- ・ 現金取扱いは適正に行われているか。
- ・ 訪問徴収は適正に行われているか。
- ・ 債権管理は適正に行われているか。

### (2) 支出事務

- ・ 金額の算定等、支出事務は適正に行われているか。
- ・ 補助金の支出は適正に行われているか。

### (3) 契約事務

- ・ 業者選定等、契約事務は適正に行われているか。

### (4) 委託事務

- ・ 私人の徴収委託は適正に行われているか。

(5) 財産管理

- ・備品及び郵券等の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。

(6) 課特有の事務

- ・薬品は適正に管理されているか。

### 3 監査の実施内容

各課等に対し関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前回の指摘事項等が適正に処理されているかについて留意し、必要に応じて現地調査を実施した。

また関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

### 4 監査の結果

次のとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は令和3年8月31日現在のものである。

## 都市・交通計画課

### 1 公共交通利用促進環境整備事業の支出事務について

公共交通利用促進環境整備事業は、市民の生活交通の維持・確保のため、離島航路の運航費の一部や赤字バス路線の運行費などの一部の支援を行う事業である。

#### (1) 歳出予算の執行状況

公共交通利用促進環境整備事業の執行額は、279,063 千円となっている。これらのうち補助金 3 件 279,063 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

### 2 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

### 3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

## 都市生活サービス課

### 1 収入事務について

#### (1) 道路橋梁維持使用料

道路橋梁維持使用料は、市道の占用料であり 99,674 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査及び現地調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [要望事項]

- ・市道占用物件の申請指導等について

市道占用の許可については、松山市道路占用規則第 2 条により占用許可の申請書を提出することとなっているが、現地調査を行ったところ、無許可で設置している物件が 6 件見受けられた。

市道占用の適正化については、通報による現地確認及び指導を行うなどの対策を継続的に講じているものの、依然として申請のない物件や不適法な物件があることから、今後においても、引き続き市道占用の指導及び啓発活動に努められたい。

#### (2) 交通安全対策手数料

交通安全対策手数料は、撤去自転車等移動保管手数料であり 251 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

### 2 市営大街道駐輪場管理運営事業の支出事務について

市営大街道駐輪場管理運営事業は、自転車等放置禁止区域である大街道・銀天街商店街周辺の自転車等利用者のための施設として、有料駐輪場を管理運営しており、歩行者や車両が安心して通行できる空間を確保できるよう自転車等の路上駐輪を解消する役割を担う事業である。

### (1) 歳出予算の執行状況

市営大街道駐輪場管理運営事業の執行額は、8,710 千円となっている。これらのうち消耗品費 7 件 62 千円、委託料 4 件 8,027 千円、負担金 1 件 172 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

### 3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

### 4 郵券の管理状況について

郵券の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

## 公園緑地課

### 1 収入事務について

#### (1) 公園緑地総務費雑入

公園緑地総務費雑入は、松山総合公園及び湯月公園内の自動販売機売上手数料であり 808 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [指摘事項]

- ・契約書に沿った徴収事務について

自動販売機売上手数料のうち一社との契約について、毎月末締めで徴収することとなっているが、年度終了後に一括で徴収されているため、契約書に沿った徴収事務に努められたい。

#### (2) 公園管理費雑入

公園管理費雑入は、都市公園に設置されている自動販売機の電気料金等であり 862 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [指摘事項]

- ・適正な申請許可事務について

都市公園法第 5 条第 2 項による公園施設設置申請許可事務において、団体から公園施設として自動販売機を設置する申請を受け、許可をしている。当該許可については、条例により権利の転貸が禁止されているが、自動販売機の設置について、団体は自動販売機設置業者（以下「業者」という。）と契約等を行い、業者が自動販売機を設置し、商品補充等の管理を行っているため、結果として許可された権利の転貸となっている状況が見受けられた。

権利の転貸は禁止された行為であるため、早急に状況の解消を図るとともに、今後は、申請許可事務に当たり厳正に内容を審査のうえ行われたい。

### 2 公園緑地一般管理事業の支出事務について

公園緑地一般管理事業は、既設公園の維持管理を実施することにより、市民に快適な憩いの場を創出する事業である。

### **(1) 歳出予算の執行状況**

公園緑地一般管理事業の執行額は、149,261 千円となっている。これらのうち消耗品費 69 件 2,213 千円、光熱水費 14 件 7,307 千円、手数料 28 件 2,575 千円、委託料 9 件 49,640 千円、工事請負費 7 件 5,540 千円、原材料費 27 件 410 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

### **3 公園の管理状況について**

都市公園は令和 3 年 8 月 31 日現在 342 公園 389.21ha であり、前年度と比べ、2 公園 0.04ha 増加している。これら都市公園の維持管理について 5 か所を抽出し現地調査したところ、適正に管理されていた。

### **4 薬品の管理状況について**

薬品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

## **道路河川整備課**

### **1 収入事務について**

#### **(1) 砂防費分担金**

砂防費分担金は、松山市崖崩れ防災対策事業にかかる分担金であり 4,620 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

### **2 安全歩行空間整備事業の支出事務について**

安全歩行空間整備事業は、通行の安全性や利便性を高めるために、道路の通行形態の見直しやバリアフリー化、無電柱化等の整備のほか、地域住民の要望をもとに歩道の新設や交差点の改良を推進する事業である。

#### **(1) 歳出予算の執行状況**

安全歩行空間整備事業の執行額は、359,636 千円となっている。これらのうち消耗品費 5 件 87 千円、委託料 5 件 48,776 千円、工事請負費 5 件 237,668 千円、公有財産購入費 3 件 4,479 千円、補償補填及び賠償金 5 件 3,273 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

### **3 備品の管理状況について**

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

## **道路河川管理課**

### **1 収入事務について**

#### **(1) 道路橋梁維持費雑入**

道路橋梁維持費雑入は、道路賠償責任保険金等であり 961 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 下水排水路等整備事業の支出事務について

下水排水路等整備事業は、土地改良区などからの申請により法定外公共物である水路について、緊急度の高いところから重点的・計画的に改良整備を行い、排水不良や浸水被害、悪臭の防止など、市民の生活環境及び環境衛生の改善を図る事業である。

### (1) 歳出予算の執行状況

下水排水路等整備事業の執行額は、267,172 千円となっている。これらのうち消耗品費 5 件 349 千円、委託料 4 件 15,963 千円、工事請負費 4 件 91,370 千円、補償補填及び賠償金 2 件 719 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 3 備品の管理状況について

道路河川管理課及び緑町分室の備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

# 住 宅 課

## 1 収入事務について

### (1) 住宅管理使用料

#### 1) 住宅管理使用料

住宅管理使用料は、市営住宅の管理使用料であり 313,148 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査、家賃決定事務について収入認定および家賃決定通知書等関係書類を抽出調査、滞納整理事務について滞納整理表を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [指摘事項]

- ・住宅管理使用料収納を私人に委託する場合の告示について

松山市営住宅の管理に関する基本協定書で、住宅管理使用料の収納が管理業務内容として定められている。歳入の収納事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

#### 2) 駐車場管理使用料

駐車場管理使用料は、市営住宅の駐車場管理使用料であり 24,830 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [指摘事項]

- ・駐車場管理使用料収納を私人に委託する場合の告示について

松山市営住宅の管理に関する基本協定書で、駐車場管理使用料の収納が管理業務内容として定められている。歳入の収納事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項によ

り告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

## (2) 住宅管理費雑入

住宅管理費雑入は、行政代執行に係る原因者負担金等であり 862 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 市営住宅維持管理事業の支出事務について

市営住宅維持管理事業は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で市営住宅を賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした事業である。

### (1) 歳出予算の執行状況

市営住宅維持管理事業の執行額は、231,959 千円となっている。これらのうち報償費 1 件 1,763 千円、消耗品費 10 件 111 千円、印刷製本費 4 件 189 千円、修繕料 1 件 135 千円、通信運搬費 1 件 5 千円、手数料 2 件 40 千円、保険料 1 件 501 千円、委託料 6 件 223,676 千円、使用料及び賃借料 2 件 1,678 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [指摘事項]

- ・ 四半期別報告書等の提出について

松山市営住宅の管理に関する基本協定書第 31 条に規定されている四半期別報告書にあっては毎四半期終了後 15 日以内を、月別報告書にあっては毎月終了後 15 日以内を期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。

四半期別報告書等は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。

## 3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

# 空 港 港 湾 課

## 1 収入事務について

### (1) 港湾管理使用料

港湾管理使用料は、野積場使用料等であり 15,282 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

### (2) 上屋管理使用料

上屋管理使用料は、市営の貨物上屋等の使用料であり 13,242 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 港湾施設維持管理事業の支出事務について

港湾施設維持管理事業は、愛媛県から管理を委託されている松山港、北条港、中島港及び本市管理の堀江港、西中港の施設機能を十分発揮させることを目的に、補修工事や保守点検等の維持管理を行う事業である。

### (1) 歳出予算の執行状況

港湾施設維持管理事業の執行額は、44,448 千円となっている。これらのうち消耗品費 79 件 1,199 千円、修繕料 6 件 288 千円、手数料 3 件 462 千円、委託料 5 件 17,327 千円、工事請負費 5 件 3,301 千円、負担金 10 件 742 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 3 郵券の管理状況について

港務所の郵券の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

# 都市デザイン課

## 1 収入事務について

### (1) 都市計画総務手数料

都市計画総務手数料は、屋外広告物許可申請等にかかる手数料であり 3,853 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査及び現地調査したところ、次の点が見受けられた。

#### [要望事項]

- ・無許可物件の取扱いについて

屋外広告物については、松山市屋外広告物条例第 7 条により設置の許可を受けることとなっているが、現地調査を行ったところ、無許可で設置している物件が 5 件見受けられ、うち 1 件は過去の定期監査にて要望した無許可物件で改善が見られていない状況であった。これらのことについては、広告業界全体への意識啓発や、毎年エリアを変えて実施する無許可物件への一斉指導等の対策を継続的に講じているものの顕著な改善には至っていない状況となっている。

今後においては、許可を受けている設置者等との公平性を保つため、無許可物件の状況把握に努めるとともに、設置者等に対して文書や現地訪問などの方法により、是正指導していくなど、更なる取組に努められたい。

### (2) 土地建物貸付料

土地建物貸付料は、事業用定期借地による普通財産貸付料であり 1,263 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 住居表示維持管理事業の支出事務について

住居表示維持管理事業は、昭和 39 年 7 月の第 1 次道後地区から平成 21 年 1 月の第 38 次北土居地区に整備された 308 町の住居表示実施地区において、新築等建物の附番管理を行うとともに、道路拡幅や新設など街区変更に伴う住居表示台帳の更新、及び老朽化した表示板の貼替えなどによる維持管理を行う事業である。

## **(1) 歳出予算の執行状況**

住居表示維持管理事業の執行額は、6,129 千円となっている。これらのうち消耗品費 11 件 80 千円、委託料 2 件 6,037 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

# **松山駅周辺整備課**

## **1 収入事務について**

### **(1) 財産管理使用料**

財産管理使用料は、松山駅周辺土地区画整理事業に伴う松山市管理地の使用料等であり 582 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

## **2 松山駅周辺整備事業の支出事務について**

松山駅周辺整備事業は、愛媛県が事業主体となる J R 松山駅付近連続立体交差事業に併せて、土地区画整理事業を松山市が行い、また J R 車両基地・貨物駅跡地の有効活用を図ることで「県都の陸の玄関口」にふさわしい魅力あるまちづくりを実現することを目的とする事業である。

### **(1) 歳出予算の執行状況**

松山駅周辺整備事業の執行額は、1,693,125 千円となっている。これらのうち委員報酬 1 件 75 千円、普通旅費 2 件 42 千円、食糧費 1 件 3 千円、通信運搬費 3 件 7 千円、手数料 3 件 539 千円、委託料 6 件 84,033 千円、使用料及び賃借料 2 件 363 千円、工事請負費 6 件 83,976 千円、公有財産購入費 4 件 51,591 千円、負担金 2 件 244 千円、補償補填及び賠償金 10 件 379,933 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## **3 備品の管理状況について**

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

## **4 郵券の管理状況について**

郵券の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

# **建築指導課**

## **1 収入事務について**

### **(1) 建築指導手数料**

#### **1) 建築指導手数料**

建築指導手数料は、建築確認申請等の手数料であり 6,968 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 2) 開発行為許可申請等手数料

開発行為許可申請等手数料は、開発行為許可申請等の手数料であり 3,865 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 ブロック塀等安全対策補助事業の支出事務について

ブロック塀等安全対策補助事業は、地震等の災害に備え避難路等（緊急輸送道路、主要避難路、通学路）に面するブロック塀の耐震化を促進することで、災害対応の円滑化や居住者と地域の安全安心を図る事業である。

### (1) 歳出予算の執行状況

ブロック塀等安全対策補助事業の執行額は、4,328 千円となっている。これらのうち補助金 21 件 4,321 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

### [指摘事項]

- ・公印の適正管理について

備品の管理状況について確認したところ、松山市公印規則に定められている公印で、備品台帳に登録されていないものが 1 件見受けられた。

監査期間中には是正されているものの、今後においては適正な管理に努められたい。

# 公 共 建 築 課

## 1 建築工事の設計監督事務事業の支出事務について

建築工事の設計監督事務事業は、市建築物の新築、改築、改修及び修繕工事の設計、監理や市建築物の耐震診断、耐震改修工事の設計、監理を行う事業である。

### (1) 歳出予算の執行状況

建築工事の設計監督事務事業の執行額は、433 千円となっている。これらのうち普通旅費 2 件 16 千円、消耗品費 33 件 117 千円、備品購入費 2 件 58 千円、負担金 4 件 219 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。